

J-クレジット制度について

2023年3月

関東経済産業局
環境・リサイクル課



□制度概要

□ クレジット創出について

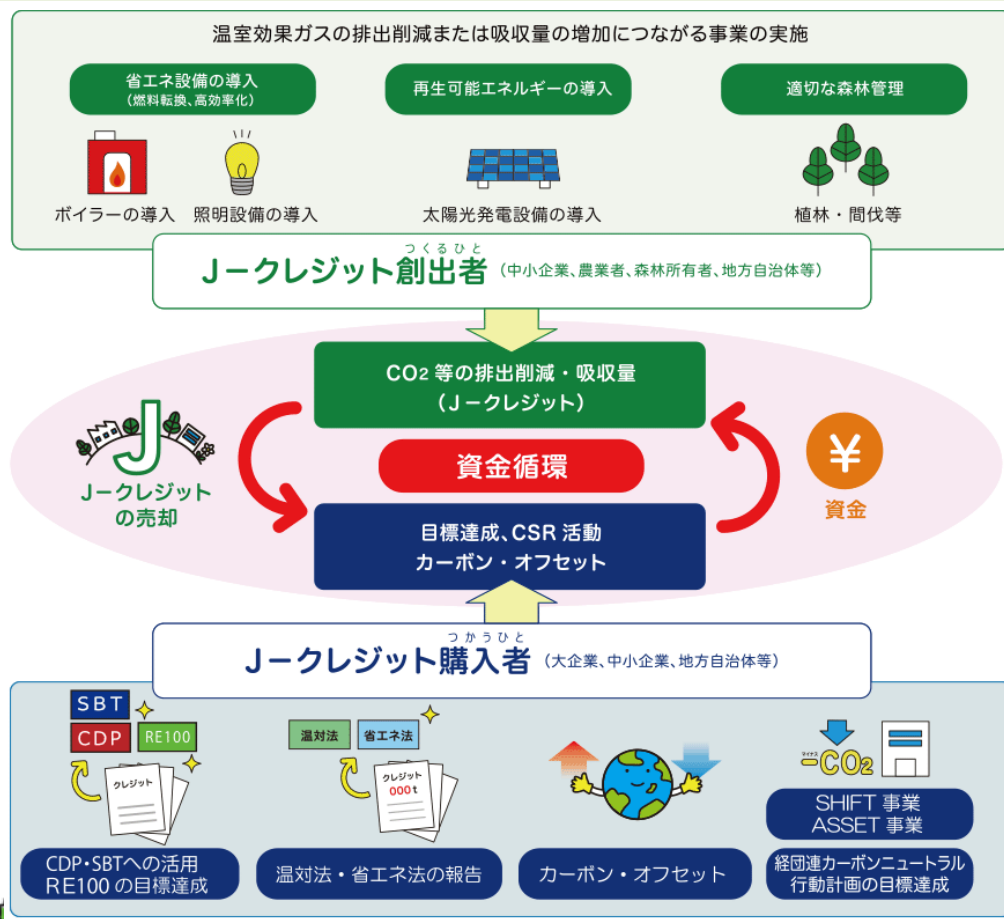
□ クレジット売買について

□ クレジット活用について



J-クレジット制度とは

- J-クレジット制度とは、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、2013年度より国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- 削減・吸収活動はプロジェクト単位で制度に登録、クレジット認証される。
- 本制度により、中小企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。



プロジェクト実施者 (クレジット創出者)

- ① 省エネルギー対策の実施によるランニングコストの低減効果
- ② クレジット売却益
- ③ 地球温暖化対策への積極的な取組みに対するPR効果
- ④ J-クレジット制度に関わる企業や自治体との関係強化

※クレジット創出者は、創出されたJ-クレジットを他者に売却・譲渡した場合、CO2削減価値を言及できなくなる。(クレジット活用者とのCO2削減価値の二重主張を回避するため)

クレジット活用者

- ① 温対法の調整後温室効果ガス排出量の報告
- ② 省エネ法の共同省エネルギー事業の報告
- ③ カーボン・オフセット、CSR活動(環境・地域貢献)等
- ④ CDP質問書及びRE100達成のための報告(再エネ電力由来のクレジットに限る)
- ⑤ SHIFT・ASSET事業の削減目標達成への利用
- ⑥ 経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成



J-クレジットの考え方

- 「プロジェクト実施後排出量」と「ベースライン排出量」の差分である排出削減量を、国が「J-クレジット」として認証する。
- 「ベースライン排出量」とは、仮にプロジェクトを実施しなかった場合に想定されるCO₂排出量を指す。※プロジェクト実施前に計測した排出量とは異なる。

「プロジェクト実施後排出量」
新しい設備導入後の排出量

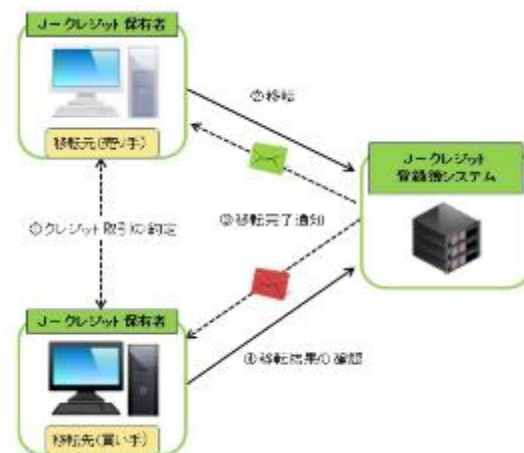


製品生産に必要なエネルギーを、
仮に古い設備で賅ったら？

「ベースライン排出量」
設備更新後、製品生産に必要なエネルギー
(例：生成熱量、消費電力等) を、**仮に更新前の古い設備で賅うとした場合**に想定される排出量

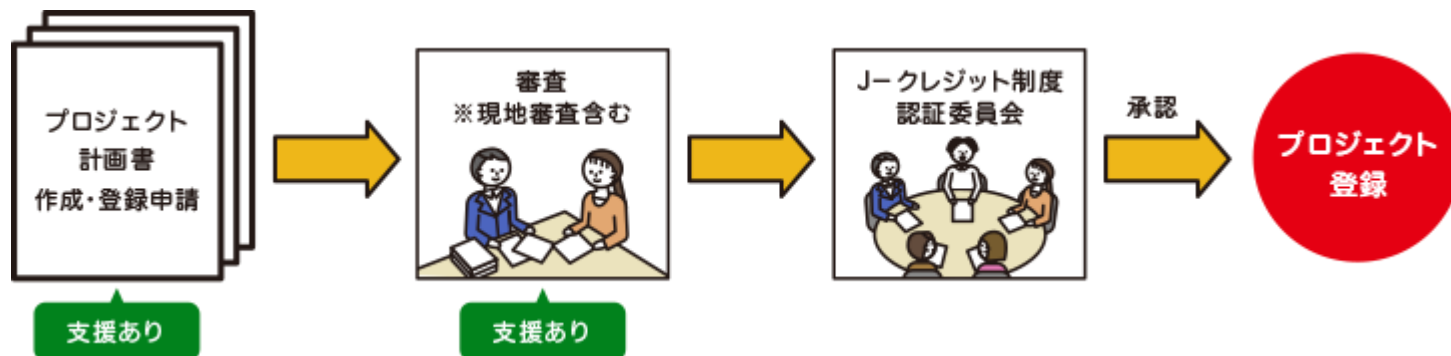
差分を
認証

認証されたクレジットは「J-クレジット登録簿システム」にて、電子的に扱われる。



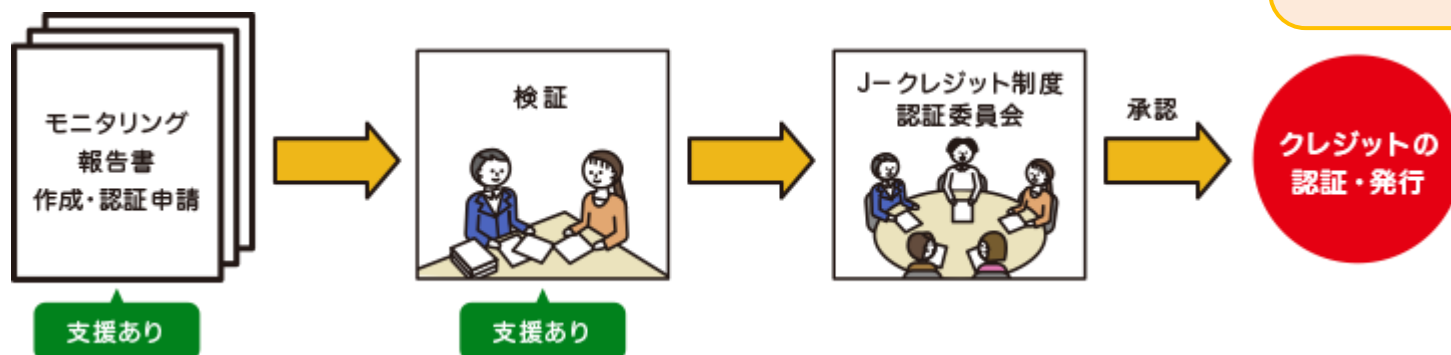
J-クレジット制度への登録、認証の大まかな流れ

STEP1 プロジェクトを計画し、プロジェクト登録の審査を受ける



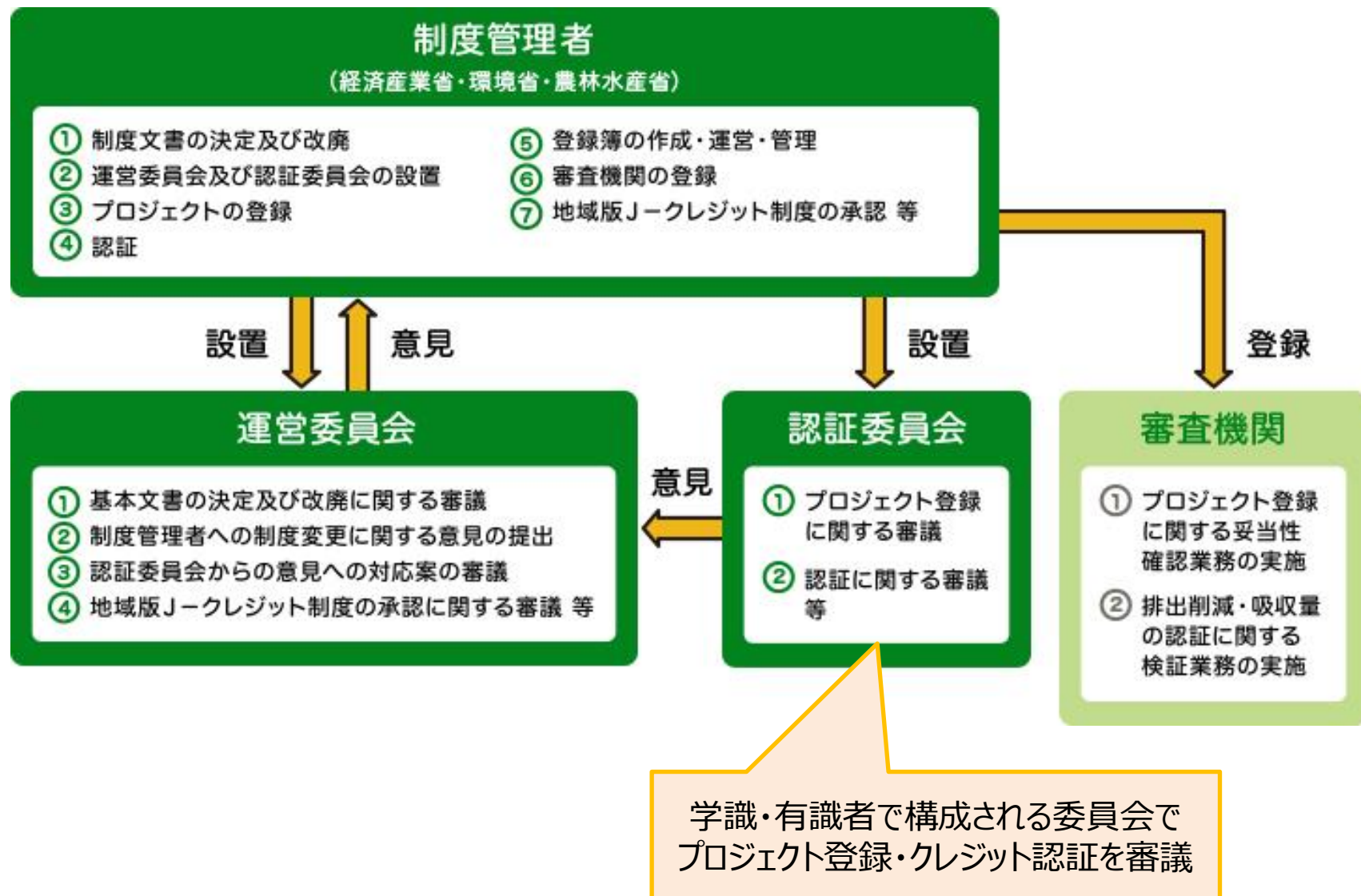
STEP2 プロジェクト実施を通して温室効果ガスを削減（同時にモニタリングを実施）

STEP3 モニタリング結果を報告し、クレジット認証の審査を受ける



クレジット認証毎に
審査

J-クレジット制度の運営体制



□ 制度概要

□ クレジット創出について

□ クレジット売買について

□ クレジット活用について



クレジットを創るには

- 様々な排出削減・吸収事業が対象であり、誰でもJ-クレジット創出者になることができる。
- 多様な事業者が様々な排出削減・吸収事業を登録済み。
 - 「J-クレジット制度の統計資料」にて各種データと共に整理。

参加事業者の制限なし

大企業、中小企業、地方自治体、地域コミュニティ、・・・

**温室効果ガス排出削減を
既に実施済みでもOK**

申請日から遡って2年前以降に実施されたものが対象

**設備導入（新規/更新）のために国または
地方自治体から補助金を受けていてもOK**

設備導入の際に他の補助金を受けていても対象
(但し、環境省の補助金は除く)

様々な設備（新規/更新）や事業が対象

分類	対象となる設備や事業 (一部抜粋)
省エネルギー	ボイラー
	照明設備
	空調設備
	ヒートポンプ
	コージェネレーション
	生産設備（工作機械、プレス機械、射出成型機、ダイカストマシン、工業炉、乾燥設備）
再生可能エネルギー	木質バイオマス
	太陽光発電
	バイオ液体燃料
廃棄物	食品廃棄物等の堆肥化
森林吸収	森林経営活動

プロジェクトの形態について

- プロジェクトの登録形態は「通常型」と「プログラム型」に分かれる。
- 「プログラム型」は削減・吸収活動を随時追加することが可能である。

登録形態	説明	想定されるプロジェクト登録者
通常型	基本的には1つの工場・事業所等における削減活動を1つのプロジェクトとして登録する形態。 (複数の工場・事業所をまとめて1つの通常型とすることも可能であるが、登録後、新たに工場・事業所等を追加することは、原則不可)	工場や事業所等にて設備更新をする企業・自治体等
プログラム型	家庭の屋根に太陽光発電設備を導入など、 複数の削減・吸収活動を取りまとめ 1つのプロジェクトとして登録する形態。以下のようなメリットがある。 ① 単独ではプロジェクト登録が非現実的な小規模な削減活動から、J-クレジットを創出することが可能。 ② 登録後も、削減活動を随時追加することで、プロジェクトの規模を拡大することが可能。 ③ 登録や審査等にかかる手続・コストを削減することが可能。	- 燃料供給会社 - 商店街組合/農協 - 設備販売/施工会社 - 補助金交付主体(自治体等) - 再造林活動の実施者



J-クレジット制度への参加検討における確認ポイント

- プロジェクト登録において、設備の稼働時期や投資回収年数等、いくつかの要件がある。
- 日本国内で実施されること。
- プロジェクト登録を申請する日の2年前以降に稼働した設備が対象であること。
- クレジットの認証対象期間は、プロジェクト登録申請日又はモニタリングが可能になった日のいずれか遅い日から8年間（森林経営活動プロジェクトは登録申請した年度の開始日から最大16年間）。ベースラインを再設定しても削減が見込まれる場合最大16年まで延長が可能（過去分は除くことに注意）。
- 類似制度（例：グリーン電力証書）や本制度において、同一内容の排出削減活動がプロジェクト登録されていないこと。
- 追加性を有すること。
- 本制度で定められた方法論が適用できること。
- 審査機関による第三者認証を受けていること。
- 森林プロジェクトの場合のみ、プロジェクト終了後も継続的（10年間）に適切な森林管理を実施、報告すること（永続性担保措置）。
- クレジットを他者に移転・発行した場合、その削減価値は主張できなくなること。

 の部分は続くスライドにて補足



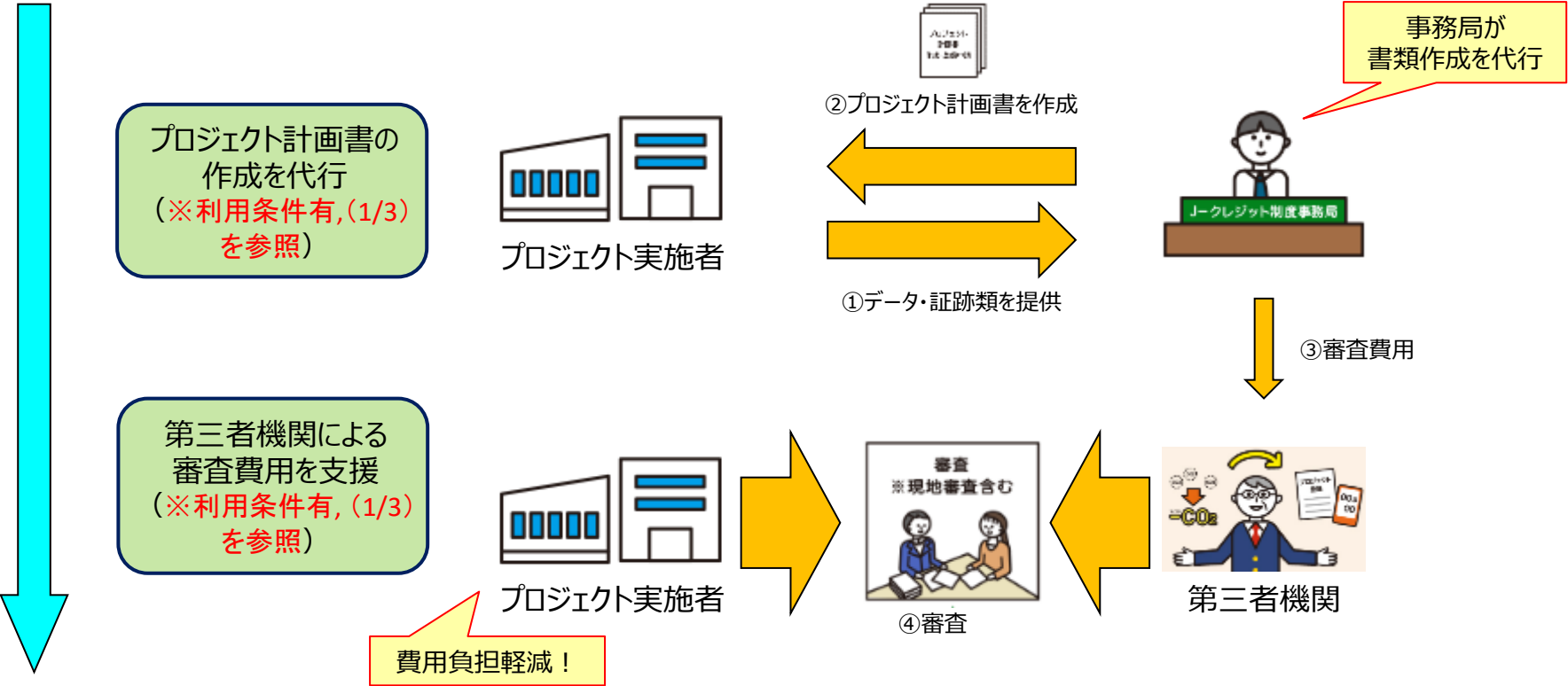
- 方法論とは、温室効果ガスを削減する技術や方法ごとに排出削減算定方法やモニタリング方法等を規定したもので、現在、68の方法論を承認（2022年12月時点）。
 - 内訳：省エネルギー等42、再生可能エネルギー11、工業プロセス5、農業4、廃棄物3、森林3

分類	方法論名称
省エネルギー等	ボイラーの導入
	ヒートポンプの導入
	空調設備の導入
	ポンプ・ファン類への間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御の導入
	照明設備の導入
	コージェネレーションの導入
	変圧器の更新
	外部の効率のよい熱源設備を有する事業者からの熱供給への切替え
	未利用廃熱の発電利用
	未利用廃熱の熱源利用
	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の導入
	ITを活用したプロパンガスの配送効率化
	ITを活用した検針活動の削減
	自動販売機の導入
	冷凍・冷蔵設備の導入
	ロールアイロナーの更新
	LNG燃料船・電動式船舶の導入
	廃棄物由来燃料による化石燃料又は系統電力の代替
	ポンプ・ファン類の更新
	電動式建設機械・産業車両への更新



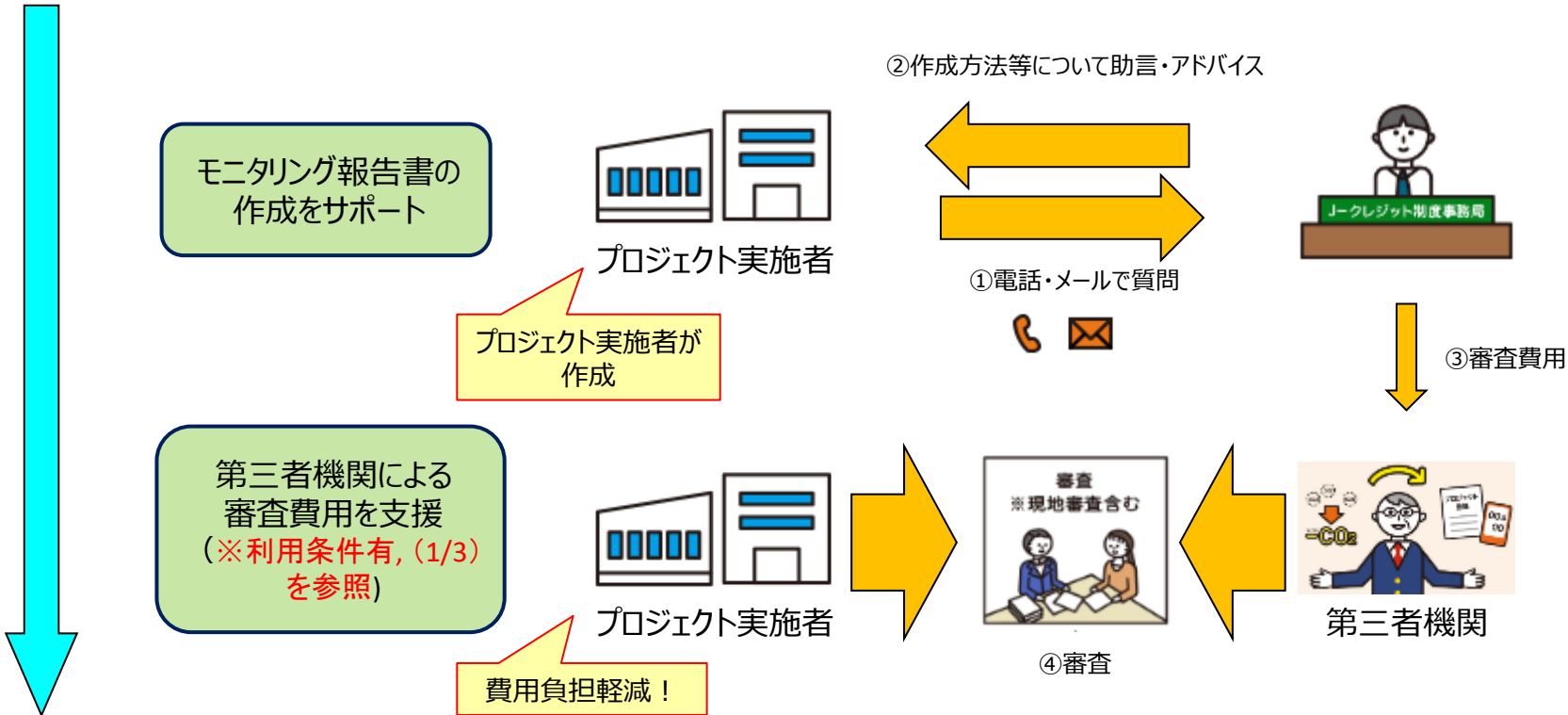
- 国・事務局では、以下の手続支援を用意
 - ① プロジェクト登録まで：プロジェクト計画書作成を代行、審査費用を支援
 - ② クレジット認証まで：モニタリング報告書作成をサポート、審査費用を支援

①プロジェクト登録まで



- 国・事務局では、以下の手続支援を用意
 - ①プロジェクト登録まで：プロジェクト計画書作成を代行、審査費用を支援
 - ②クレジット認証まで：モニタリング報告書作成をサポート、審査費用を支援

②クレジット認証まで



- 支援対象者・支援条件を満たすことで、手続支援を利用可能
- 支援内容は毎年度見直しあり

プロジェクト計画書作成に関する支援

支援対象者	- 中小企業基本法の対象事業者 - 自治体 - 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）
支援条件	1事業者当たり1方法論につき1回限り - 方法論あたりのCO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上の事業であること

審査費用に関する支援

	妥当性確認（プロジェクト登録に関する審査）	検証（クレジット認証に関する審査）
支援内容	- 審査（妥当性確認）に係る費用を80%支援 - プロジェクト実施者負担額が20万円を超える場合は、20万円を超える分も支援 ※ただし、1件当たりの支援額には上限あり	- 審査（検証）に係る費用を100%支援 ※ただし、1件当たりの支援額には上限あり
支援対象者	- 中小企業基本法の対象事業者 - 自治体 - 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）	
支援回数	- 通常型：1事業者当たり同一年度内に2回まで - プログラム型：1運営・管理者当たり同一年度内に2回まで ※ただし、同じ方法論で2回受けることは不可。	- 通常型：1事業当たり2年度内に1回まで - プログラム型：1事業当たり同一年度内に1回まで
支援条件	CO2削減・吸収見込量が年平均100t-CO2以上の事業であること。	認証申請当たりのCO2排出削減・吸収量が100t-CO2以上であること。

※審査費用支援の執行額が予算上限額に達した場合、年度途中で受付を終了する場合あり



□ 制度概要

□ クレジット創出について

□ **クレジット売買について**

□ クレジット活用について



J-クレジットの売買の方法

相対取引

■ 仲介事業者を利用する場合

仲介事業者を利用しない
直接の相対取引も可

売りたい方 → 販売 → 仲介事業者 → 販売 → 買いたい方

仲介事業者*を介した相対取引（売買仲介）でクレジットの売買価格と売買量を決めます。

*J-クレジット・プロバイダー等

仲介事業者（J-クレジット・プロバイダー）

株式会社イトーキ

株式会社ウェストボックス

カーボンフリーコンサルティング株式会社

ブルードットグリーン株式会社

一般社団法人 more trees

Waara株式会社

■ J-クレジット制度HPを利用する場合



売りたい方と買いたい方との相対取引でクレジットの売買価格と売買量を決めます。

掲載後、6か月以上取引が成立していない場合

入札販売

J-クレジット制度HP「売り出しクレジット一覧」へ掲載後、6か月以上取引が成立していない場合、希望者は入札販売の対象となります。



- ・クレジットの売買価格と売買量は、落札によって確定します。
- ・販売クレジットは、政府保有クレジット分を含めて実施します。

売り出しクレジット一覧

- 売り手が希望したクレジット情報を掲載
(URL : <https://japancredit.go.jp/sale/>)
- 実施場所・実施地域・プロジェクト種別・クレジット量等に基づく検索、クレジット量に基づくソートが可能
- 販売価格は非公開（クレジット保有者と買いたい事業者の相対取引の中で決定）
- HPに各クレジットの保有者の連絡先を掲載

売り出しクレジット一覧

クレジットの売却または購入に関わる各項目相談（売買希望品、売買希望プロジェクト、地域等）がご覧いただけます。 「売買のご相談」ボタンよりお気軽に事務局までご相談ください。

売買のご相談

認証済みのクレジット

認証予定のクレジット

実施地域

選択してください

全国・広域から選択

選択してください

実施場所

選択してください

種別名

☒ クレジット
 ☒ 国内クレジット
 ☐ J-CER

プロジェクト種別

選択してください

クレジット保有者名

排出削減・吸収量
(t-CO2/年)

例)1000
 t-CO2~
 例)1000
 t-CO2

フリーワード検索

上記条件で検索する

リセット

検索結果

種別名	プロジェクト番号	プロジェクト番号 ・法人番号	実施地域	実施場所	プロジェクト種別	プロジェクト種別	削減率 (%)	削減率 (%)	削減率 (%)	削減率 (%)	削減率 (%)	削減率 (%)	クレジット保有者 連絡先
クレジット	10	000000000000000000	北海道	道庁	削減率に 関する詳細 を記載	削減率 あり	-	-	-	削減率 あり	削減率 あり	削減率 あり	本務者 0153-73-3511 お問い合わせ
クレジット	27	000000000000000000	北海道	道庁	削減率に 関する詳細 を記載	削減率 あり	-	-	-	削減率 あり	削減率 あり	削減率 あり	本務者 0205-45-3519 お問い合わせ
クレジット	37	000000000000000000	北海道	道庁	削減率に 関する詳細 を記載	削減率 あり	-	-	-	削減率 あり	削減率 あり	削減率 あり	本務者 03-2142-1849 お問い合わせ
クレジット	59	000000000000000000	北海道	道庁	削減率に 関する詳細 を記載	削減率 あり	-	-	-	削減率 あり	削減率 あり	削減率 あり	本務者 0204-22-4261 お問い合わせ
クレジット	61	000000000000000000	北海道	道庁	削減率に 関する詳細 を記載	削減率 あり	-	-	-	削減率 あり	削減率 あり	削減率 あり	本務者 0204-22-4261 お問い合わせ

- ## □ 制度概要

□ クレジット創出について

□ クレジット売買について

□ クレジット活用について



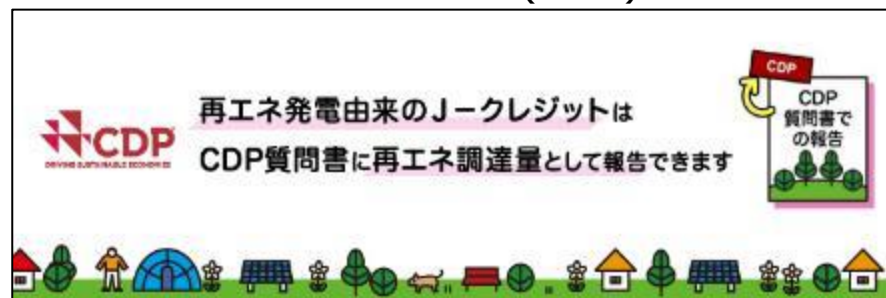
J-クレジットの活用方法

- J-クレジットは国内の法制度への報告、海外イニシアチブへの報告、企業の自主的な取り組み等、様々な用途への活用が可能。近年、活用量・需要規模が大きいのは「小売電気事業者の排出係数の調整」と「CDP及びRE100への報告」。
 - 温室効果ガス排出の削減や再エネ電力の調達について、自社の努力だけでは賄うことができない部分をJ-クレジットを活用してカバーすることが可能。

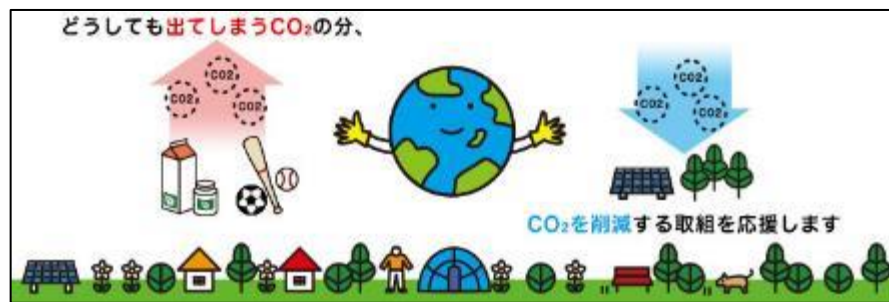
<国内の法制度への報告>



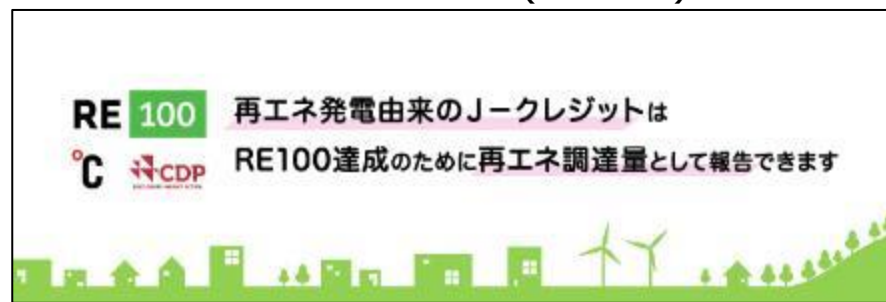
<海外イニシアチブへの報告 (CDP)>



<企業の自主的な取り組み>



<海外イニシアチブへの報告 (RE100)>



クレジット種類による活用方法の制限

- 活用方法によっては、使用できるクレジットの種類が限られており、注意が必要。

用途	J-クレジットの種別				
	再エネ発電	再エネ熱	省エネ	森林吸収	工業プロセス、農業、廃棄物
温対法での報告 (排出量・排出係数調整)	○	○	○	○	○
省エネ法での報告 (共同省エネルギー事業に限る)	×	×	○※1	×	×
カーボンオフセット	○	○	○	○	○
CDP質問書・SBTへの報告	○※1※2	○※1※3	×	×	×
RE100達成のための報告	○※1※2※5	×	×	×	×
SHIFT・ASSET事業の目標達成	○	○	○	○	○
経団連カーボンニュートラル 行動計画の目標達成	△※6	△※6	△※6	○	△※6

※1 報告可能な値はプロジェクトごと、認証回ごとに異なる。

※2 他者から供給された電力（Scope2）に対して、再エネ電力由来のJ-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

※3 他者から供給された熱（Scope2）に対して、再エネ熱由来のJ-クレジットを再エネ調達量として報告可能。

※4 CDP気候変動質問書2021の設問C11.2にのみ、報告対象期間内の創出・購入量を報告可能。

※5 2021年8月のRE100の基準引き上げによる変化点

- ・自家発電した電力（Scope1）には再エネJクレ使用不可。
- ・Scope2の電力供給のうち、工場敷地内（オフグリッド内）の別会社が設置した発電設備由来の電力（Scope2）に対して再エネJクレ使用不可。

※6 経団連カーボンニュートラル行動計画に参加している事業者が創出したクレジットは対象外。制度記号が「JCL」のクレジットが使用可能。

※7 本表では、更新時点で事務局が調査した結果を整理しております。活用先のルール変更等により取り扱いが異なる場合がありますので、実際の活用におかれましては、必要に応じて各活用先の最新情報をご確認ください。





J-クレジット制度事務局
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
サステナビリティコンサルティング第1部
TEL: **050-3173-8916**
(平日9:30~12:00、13:30~17:30)

E-mail: help@jcre.jp

J-クレジット制度ホームページ
<https://japancredit.go.jp/>

